

2023年度 教員採用試験対策

オープンセサミシリーズ参考書 教職教養Ⅱ 正誤表

(2022. 2. 10)
現在判明分

以下のような誤りがございましたので、訂正させていただくとともに、お詫び申し上げます。

<誤>

<正>

- p.175 <資料>のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの根拠法令
 学教則 65 の 2, 79, 79 の 8, 104, 113, 135 → 学教則 65 の 3, 79, 79 の 8, 104, 113, 135
 学教則 65 の 3, 79, 79 の 8, 104, 113, 135 → 学教則 65 の 4, 79, 79 の 8, 104, 113, 135
- p.241 学校教育法施行規則第26条(懲戒)の条文
 ③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校(学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。)を除く。)、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、 → ③ 前項の退学は、市町村立の小学校、中学校(学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。)を除く。)若しくは義務教育学校又は公立の特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、
 ※ 2022年4月1日より
- p.259 教職員の職務内容の表に以下を追加
- | | | |
|-----------|--|-----------------|
| 医療的ケア看護職員 | 学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(生徒)の療養上の世話又は診療の補助に従事する | 学校教育法施行規則第65条の2 |
| 情報通信技術支援員 | 教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する | 学校教育法施行規則第65条の5 |
| 特別支援教育支援員 | 教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する | 学校教育法施行規則第65条の6 |
| 教員業務支援員 | 教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する | 学校教育法施行規則第65条の7 |
- p.260 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの根拠条文
 学校教育法施行規則第65条の 2 → 学校教育法施行規則第65条の 3
 学校教育法施行規則第65条の 3 → 学校教育法施行規則第65条の 4
- p.262 16行目
 学校用務員(学校教育法施行規則第65条)、心理に関する支援 → 学校用務員(学校教育法施行規則第65条)、医療的ケア看護職員(学校教育法施行規則第65条の2)、心理に関する支援
- 17行目
 スクールカウンセラー(学校教育法施行規則第65条の 2) → スクールカウンセラー(学校教育法施行規則第65条の 3)
- 18～19行目
 スクールソーシャルワーカー(学校教育法施行規則第65条の 3) → スクールソーシャルワーカー(学校教育法施行規則第65条の 4)、情報通信技術支援員(学校教育法施行規則第65条の5)、特別支援教育支援員(学校教育法施行規則第65条の6)、教員業務支援員(学校教育法施行規則第65条の7)、
- p.264 欠格事由の表
 成年被後見人又は被保佐人の欄 → 削除
- p.304 問題23の問題文
 正しくないものを選び → 正しくないものをすべて選べ

<誤>

p.311 11行目
市町村立学校の教職員でありながら

→

p.331 問題23の解答
①

→

<正>

政令指定都市を除く市町村立学校の教職員で
ありながら

①, ②

東京アカデミー編集部
(ティーンエーネットワーク)